

09/01/10

2009年1月10日

米通商代表部が中国をWTOに提訴

米通商代表部が、中国がブランド振興を名目に輸出補助金を供与しているとして、WTOに提訴した。2009年に対中繊維クォータが撤廃された米国の繊維産業は、通商代表部の措置を歓迎している。

米国の繊維産業にとって、目下の最大の問題は消費低迷である。輸入は増加する状況になく、中国との本格的な貿易摩擦は当面生じないものと思われる。ただし、景気回復後に再び、貿易摩擦が再燃するという可能性はありそうである。

1. 米通商代表部が中国をWTOに提訴

米国通商代表部（USTR）は2008年12月19日、輸出補助金を供与しているとして、中国をWTOに提訴したと発表した。米国政府は、中国が実施している有名ブランド育成計画が輸出補助金に当たると考えており、この計画の基底にある、保護主義的な産業政策を大きく問題視し、中国との協議を要請している。WTOでは世界貿易の公平性を阻害するとして、輸出補助金を禁止している。

Schwab通商代表は「中国は依然としてWTO規定に反する方策を用いて、繊維、冷蔵庫、ビール、ピーナツといった多種多様な製品で輸出振興をおこなっている」と指摘、「自国ブランドを不公平に振興する中国の産業政策は、米国の労働者や知財権者に犠牲を強いるものであり、我々はそうした産業政策にあらゆる手段を使って対抗する決意であることから、WTOへ提訴した」と説明している。

今回問題になっているのは、中国の中央政府が実施している「有名輸出ブランド」および「中国世界トップブランド」の2つのブランド育成策。前者については商務部が、後者については国家質量監督検閲疫総局が毎年、優秀企業を表彰する。表彰を受けた企業は、各種の優遇措置を受けることができ、その中には、輸出に関する金銭的なサポートが含まれていると見られている。このほかに、有名ブランドを有するかどうかを問わず、企業の輸出に対するいくつかの補助策も問題にあげられている。米通商代表部は、提訴したケース以外にも、70以上のWTO違反が疑われる政府補助策が中国にはあると指摘している。

米中両国は今後、WTO規定に基づき協議に入ることになる。二国間協議要請から60日が経過しても紛争が解決されない場合、米国はWTOにパネル（紛争処理小委員会）の設置を要請することができる。パネルは、全加盟国が反対しない限り設置される。パネルは裁判に似たかたちで審理をおこない、原則として6ヶ月以内に最終報告を作成する。中国のブランド振興策がWTO協定に違反すると認められた場合、当該振興策をWTOルールに適合させるよう勧告され、中国は勧告の履行義務を負う。

2. 米国繊維業界は通商代表部の措置を歓迎

2007年9月に中国の輸出補助金の問題を指摘した文書を米国政府に送付した、米国のテキスタイル業界団体NCTO（米国紡織業界団体協議会）は、米通商代表部の今回の措置に対して、即日で歓迎の意をあらわすプレスリリースを発表した。プレスリリースによると、米通商代表部が中国をWTO提訴に踏み切ったのは、NCTOの要請にもとづいたものだとしている。

2007年9月の要請書は、WTO規定に抵触するおそれのある、中国の政府補助リストを添付しており、その数は73件にもおよぶ。政府補助の内容としては、ブランド振興基金、輸出振興策、税制優遇、融資優遇、不動産に関する優遇措置、技術革新への補助、増値税還付、不動産取得優遇など多岐にわたっている。

NCTOは、「2008年11月に開催されたG20サミットで、中国は今後、保護主義的な方策はとりいれないと宣言したにもかかわらず、その2週間後に、繊維輸出に関する増値税還付率の引き上げを決定した」と指摘し、中国に対する不信感をあらわにしている。NCTOによると、増値税の還付率引き上げにより、中国の繊維産業は100億ドルにのぼる利益を享受する。また、中国は、WTO規定で義務付けられている、省や都市による補助に関するWTOへの通知を、6年連続でおこなっているという。

NCTOによると、通商代表部がWTOに提訴したのは中国の輸出補助のほんの一部であり、繊維産業に対する補助のほとんどは手つかずのままである。2008年の1年間で、米国の繊維産業では約6万6千人が職を失ったが、中国の政府補助はその大きな要因となっていると非難している。

3. 2009年に撤廃された対中繊維クォータ

NCTOが中国の輸出補助金を問題にするのは、2009年1月1日をもってクォータが撤廃されたことがある。世界の繊維クォータは2005年に撤廃され、それを契機に欧米に安い中国製品が大量に流れ込んだ。このためEU、米国はそれぞれ中国政府と交渉し、中国の輸出自主規制という形で規制を合意。EUについては2007年末、米国については2008年末を期限にクォータが設定された。米国の輸入規制は2008年末をもって撤廃された。

さらに言うと、中国がWTO加盟の条件として認めた、対中繊維特別セーフガード条項も2008年末で期限切れとなった。米国の繊維業界は、中国に対して、通商規制で丸腰になったわけである。

米国の繊維産業業界は、クォータ撤廃により中国製品が再度、流入することを恐れており、何らかの対策が必要だと考えている。当初は輸入規制の延長の可能性も予想されたものの、米国の繊維輸入は市場の冷え込みから減少しており、中国からの輸入も大きく増えてない（次表参照）ため、輸入規制の導入を声高に唱える環境にない。2007年に対中クォータが撤廃されたEUも規制の延長は見送った。

米国の繊維製品輸入（1～10月）
（100万ドル）
（出所）OTEXA
（注）ホンジュラスはCBIの内数

	2007	2008	前年比 %
中国	27,774	27,972	0.7
CBI	7,134	6,912	-3.1
ベトナム	3,791	4,607	21.5
インド	4,372	4,360	-0.3
メキシコ	4,775	4,244	-11.1
インドネシア	3,600	3,648	1.3
バングラデシュ	2,746	3,021	10.0
パキスタン	2,691	2,588	-3.8
ホンジュラス	2,096	2,192	4.6
カンボジア	2,063	2,063	0.0
その他	23,128	20,503	-11.3
世界	82,074	79,917	-2.6

米国の繊維業界は規制の延長を要請するかわりに、中国の不正貿易是正を訴えているわけである。また、モニタリング制度の導入も要請している。モニタリング制度は米中相互が、中国からの輸入状況を監視し、急増しているような品目があった場合、すみやかにダンピングなどの措置をとれるようにしておく制度である。米国では、既にベトナムとの間では当該制度を導入している。EUも中国との間で同制度を実施している。

4. 景気回復後に貿易摩擦が再燃か

モニタリング制度に関しては、オバマ次期大統領もその導入を公約しており、就任後、同制度が導入される可能性は高い。オバマ氏はNCTOからの質問状への回答の中で、「中国の巨額の対米貿易黒字は、中国の為替操作と直接的に関係している」との考えを示し、「中国は成長を続けるためには、外需主導型から内需主導型に転換するよう、為替政策もふくめた政策転換を図る必要があり、すべての外交手段を駆使し変化をうながしていく」としている。オバマ政権が、為替操作にまで踏み込んだ、中国対策に乗り出すか、注目されるところである。

労働組合を基盤とする民主党はもともと産業保護色が強い政党である。オバマ氏も先の回答の中で、「不公正な取引について米国内の規制を強化し、米国通商代表の権限を強化する」としており、繊維産業に関しても何らかの通商対策を講じる可能性はある。

しかしながら、現状では、輸入増よりも消費の急速な冷え込みが、米国の繊維業界にとって最大の問題である。衣料市場、住宅市場（カーペット、インテリア用は米国繊維産業で大きな部分を占める）、自動車市場の冷え込みは深刻である。米国の紡織産業は既に大きな打撃を受けている。生産指数は低下を続け、2008年11月は68.4（2002＝100）と、当基準でとれる1986年以降で最低レベルの水準の更新を続けている。操業率は62.8%と同様に過去最低レベルを更新している。

一方で、中国の繊維産業も輸出が停滞し、打撃を被っている。雇用にも影響をおよぼしており、中国政府も方向転換し、輸出時の増値税還付率の引き上げ、加工輸出制限の緩和など、繊維産業の輸出競争力の回復に乗り出している。しかし当面は、米国市場の冷え込みから、米国向けの輸出を拡大するのは難しい。

米国の景気が回復し、需要が戻った頃には、米国の繊維産業はかなりの打撃を受けていると思われる。一方で、中国の繊維産業は競争力を回復し、中国からの輸入が再び増加する可能性がある。そうすると再び、繊維を舞台にした貿易摩擦が再燃するといった事態もあり得るが、それまでは繊維産業に限った米中をめぐる通商問題はかざられたものと思われる。

（担当：業務調査グループ 杉原）